

食品ロス削減対策特別委員会調査報告書

本委員会は、令和４年５月２７日の設置以来、食品ロス削減に関する諸問題について、総合的に調査し検討してきたが、令和５年３月１０日に調査を終了したので、下記のとおり報告する。

令和５年３月１０日

食品ロス削減対策特別委員長

はねだ 福 代

墨田区議会議長

木 内 清 様

記

１ 本委員会の設置

（１）設置の経過

本委員会は、食品ロス削減に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討するため、令和４年度墨田区議会定例会招集議会において、佐藤 篤議員ほか６人の動議により、次の要綱のとおり設置された。

【食品ロス削減対策特別委員会設置要綱】

１ 名称

食品ロス削減対策特別委員会

２ 設置の根拠

地方自治法第１０９条及び墨田区議会委員会条例第４条による。

３ 目的

食品ロス削減に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

４ 委員の定数

委員は１０人とする。

(2) 委員

委員長 はねだ 福 代

副委員長 あ べ きみこ

山 下 ひろみ

坂 井 ひであき

坂 井 ユカコ

しもむら 緑

井 上 ノエミ

は ら つとむ

田 中 邦 友

おおこし 勝 広

2 調査活動の総括

本委員会は、令和4年5月27日の設置以降、食品ロス削減に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討してきたところである。

本委員会では、まず、本区における食品ロス削減対策の現状等を把握した上で、大阪府大阪市及び石川県金沢市における食品ロス削減対策の取組について調査を行った。さらには、母子生活支援施設ベタニヤホームの施設長を招き、同施設における食支援パントリー事業について研修会を実施し、福祉施策における食品ロス削減対策の意義等について、理解を深めた。

これらの調査結果を踏まえ、9月には、区内における食品ロスの課題解決に向けて、本区として取り組むことが可能な食品ロス削減対策等を検討し、委員会として提言等を取りまとめ、墨田区議会基本条例第14条第2項の規定により、執行機関への政策提言を行うことを決定した。

政策提言の取りまとめにおいては、2回の特別委員会及び5回の勉強会の中で、活発な委員間討議を行い、合意形成を図るとともに、より効果的な提言となるよう、執行機関との議論を重ねてきた。この結果、令和5年1月24日には、本委員会のこれまでの調査・検討の総括として、「食品ロス削減対策に関する提言書」を取りまとめ、執行機関に送付したところである。

執行機関に対しては、提言の内容及び提言の実施に係る課題・論点を十分にしんしゃくし、今後、食品ロス削減の取組が「区民運動」として推進されることを視野に入れた事業展開を図られることを強く要望するところであり、墨田区議会としても当該取組に対しては、最大限の支援を行っていく考えである。

以上のことから、本委員会の調査目的は達成できたと判断し、調査を終了することとする。

なお、区内における食品ロス削減対策の進捗状況等については、所管の常任委員会において、引き続き調査を行うこととする。